

平成21年12月18日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和 2番 原 慎 和 彦 3番 松 尾 仁 4番 漆 原 悦 子 5番 中 山 五 雄 7番 井 上 正 宣 8番 伊 東 盛 雄 9番 岡 光 廣 10番 吉 富 隆
欠席議員 (1名)	6番 矢動丸 博文
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 教育次長兼 鶴 田 良 弘 生涯学習課長 教育 長 吉 田 茂 総 務 課 長 江 頭 典 雄 会計管理者 池 田 豪 文 住民課長 鶴 田 直 輝 健康増進課長 江 口 正 光 税 務 課 長 白 濱 博 巳 企 画 課 長 北 島 徹 建設課長 江 崎 文 男 福 祉 課 長 岡 義 行 産業商工課長 渡 邊 昭 秋 教 育 課 長 大 隈 忠 義 文化課長 原 田 大 介 子ども安全課長 川 原 源 弘 農業委員会事務局長 福 島 日出夫
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小 野 清 人 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成21年12月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 委員長報告 報告第5号  
請願第4号 八枚地区駐車場整備について
- 日程第2 委員長報告 報告第6号  
請願第5号 からつ競艇場外舟券発売場「ミニポートピアみやき」建設  
に関する請願について
- 日程第3 委員長報告 報告第7号  
決算特別委員会審査報告について
- 日程第4 請願第6号 排水路整備について
- 日程第5 討論・採決
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第7 佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会の閉会中の  
継続調査の件について
- 日程第8 議員報酬調査特別委員会の閉会中の継続調査の件について

午前9時47分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議題に入る前に、議員の皆さんにお願いをしておきます。今回の定例会において言動に問題がある発言が非常にございまして、今後においては、そういった言動には、町民の代表である議員の皆さんは心して発言をしていただくようお願いをしておきます。

今後、いろいろなそういう発言があった場合においては厳しい対応をとってまいりますので、皆さんの御協力方を強くお願いしておきたいと思っております。

お諮りをいたします。7番井上正宣君から議会で発言について、お手元に配付した申し出書において取り消しをしたいとのことでございます。井上正宣君に発言を許可しておりますので、登壇され、発言をお願いいたします。

7番（井上正宣君）

議長のお許しをいただきましたので、発言の取り消しを申し上げたいと思っております。

12月15日の一般質問の国際交流の質問の中で不適切な発言をしたこと、発言を取り消し、議事録の削除をお願い申し上げるわけでございます。大変御迷惑をおかけいたしました。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。ただいま井上議員から取り消しをさせていただきたいと申し出があ

りましたが、御異議ございませんか。

8番（伊東盛雄君）

取り消しの内容を言っていただきたいと思います。

議長（吉富 隆君）

ただいま8番伊東盛雄君より内容をということでございますが、内容は、当時きちっとした形をとっておりますので、それはする必要がないと判断をいたしますので、御理解をいただきたい。

ほかに御異議はございませんか。

5番（中山五雄君）

ある程度の内容を言わないと、どういうことで取り消しをされているか全然わからないと思いますけれども、その辺いかがですかね。

議長（吉富 隆君）

それを申し上げますと、また不適切な発言を繰り返すことになりますので、御理解をいただきたい。

ほかに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議がないようでございますので、したがって、井上君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたします。

それでは、先に進みます。

日程第1 委員長報告 報告第5号

議長（吉富 隆君）

日程第1 . 委員長報告 報告第5号。

請願第4号 八枚地区駐車場整備についての審査報告、これを議題といたします。

本件については、振興常任委員長の報告を求めます。

2番（原楨和彦君）

皆さんおはようございます。委員長欠席のため、かわりまして副委員長の原楨が委員長報告を行います。

報告第5号

平成21年12月18日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 矢動丸 博文

平成21年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託された、請願第4号について10月8日、本委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件名 請願第4号 八枚地区駐車場整備について
2. 審査結果 採択とする
3. 主な意見 地元と協議を行い、極力経費を節約できる工法で施工をすること

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第2 委員長報告 報告第6号

議長（吉富 隆君）

日程第2. 委員長報告 報告第6号。

請願第5号 からつ競艇場外舟券発売場「ミニポートピアみやき」建設に関する請願についての審査報告、これを議題といたします。

本件については、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

7番（井上正宣君）

報告第6号

平成21年12月18日

請 願 審 査 報 告 書

総務厚生常任委員会

委員長 井上正宣

平成21年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託された、請願第5号について、

11月6日、本委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告します。

記

1. 件名 請願第5号 からつ競艇場外舟券発売場「ポートピアみやき」建設に関する請願
2. 審査結果 採択とする
3. 主な意見 町執行部を窓口としてウエルビジョン九州の調査を要請していく。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第3 委員長報告 報告第7号

議長（吉富 隆君）

日程第3. 委員長報告 報告第7号。

平成20年度上峰町一般会計及び平成20年度各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

本件については、決算特別委員長の報告を求めます。

9番（岡 光廣君）

それでは、決算特別委員会の報告を行います。

報告第7号

決算特別委員会審査報告書

平成21年12月18日

決算特別委員会

委員長 岡 光 廣

平成21年9月17日の本議会において、本委員会に付託された議案第55号 平成20年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第56号 平成20年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第57号 平成20年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第58号 平成20年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第59号 平成20年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算、議案第60号 平成20年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算、議案第61号 平成20年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上7議案の決算認定について去る10月21日、23日、26日、27日、11月19日の5日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査の結果、適正であることを認め賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については以下のとおりです。

〔一般会計〕

（歳入について）

総務課

- ・交通安全対策特別交付金の配分基礎について説明願いたい。
- ・消防団退職報償金は、当初予算に計上すべきではないか。

企画課

- ・国有提供施設所在市町村助成交付金の算定基礎には、ヘリコプターの発着回数も算定基礎となるよう働きかけをすべき。

税務課

- ・町税の不納欠損額が0円となっているが、税法上徴収できない時効の税金については、不納欠損とすべきではないか。

また、不納欠損については極力発生しないよう注意し、差押えを行うなど努力されたい。

- ・徴収率は、100%へ近づくよう努力されたい。
- ・徴収業務の充実のため、職員を増員すべきではないか。

住民課

- ・母子家庭等医療費補助金が多くなっている理由を説明願いたい。
- ・資源ゴミ回収の金額は、いくらなのか説明願いたい。また、地区でも行っているのに庁舎前での回収については、どのように考えているか説明願いたい。

建設課

- ・住宅使用料の収入未済額が、平成19年度より増加している。条例に基づき、保証人への催告や住宅の明け渡し請求等、収納対策に万全を期してもらいたい。

産業商工課

- ・新たな米政策対策事業補助金を説明願いたい。

教育課

- ・学校給食費徴収金（過年度分）2,061,600円は、不納欠損とならないよう努力をし、行方不明などやむを得ない事情のものについては、不納欠損として処理すべき。
- ・平成20年度フッ素応用虫歯事業費補助金については、事業中止となっているが、保護者の要望も多いので、町単独でも実施すべき。

#### 生涯学習課

- ・小学校夜間照明施設の改修状況を説明願いたい。
- ・町民センターの利用料金増収について説明願いたい。

（歳出について）

#### 総務課

- ・光熱水費、消耗品費など過去の決算と比べて、節約の意識が無いように思われる、節減に努力すべき。
- ・備品については、必要になった時点で購入すること。
- ・消防車両の買い換えは、補助金等を利用して取り組むこと。

#### 企画課

- ・中学生の国際交流は、現在の形態で取り組みを続けるべき。
- ・庁舎内の分煙室の設置を検討願いたい。

#### 税務課

- ・徴税嘱託員はどのような報酬基準となっていて、その効果はどの程度か説明願いたい。

#### 住民課

- ・三養基西部葬祭組合の火葬料金は、見直しを求める。
- ・資源ゴミの回収については、費用対効果を考えて実施すべき。
- ・生ごみを減らす方策を検討願いたい。

#### 健康増進課

- ・健康で受診しなくて済むような、未病対策を実施すべき。

#### 教育課

- ・学校管理費の消耗品費・光熱水費などは、なお一層の節減に努力されたい。

#### 生涯学習課

- ・鎮西山キャンプ場については、廃止の方向で検討されたい。

#### 子ども安全課

- ・放課後児童対策事業の賃金については、他の賃金との整合性を図ること。

#### 福祉課

- ・社会福祉協議会への補助金は、削減できるところは、実施をすべき。
- ・長寿祝い金は、現役並みの収入がある人には、支給をやめてもいいのではないか。

#### 産業商工課

- ・三養基西部土地改良区補助金は、事業維持管理業務のみなので検討すべき。

〔土地取得特別会計〕

- ・土地開発基金の基金額は、改正をすべき。

〔国民健康保険特別会計〕

- ・医療費の軽減になるよう、各種の検診を推進し疾病予防に努力願いたい。
- ・短期保険証の交付要件を設定すべき。
- ・国保税の収納率の向上に努力されたい。

〔農業集落排水特別会計〕

- ・維持管理費は、使用料で賄えるように努力されたい。
- ・使用料見直しは、平成22年度に反映されるよう努力されたい。

以上が決算特別委員会の審査報告です。

以上、終わります。

議長（吉富 隆君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第55号から議案第61号までの議案を一括して採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第55号から議案第61号については委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4 請願第6号

議長（吉富 隆君）

日程第4 請願第6号 排水路整備について、これを議題といたします。

これから紹介議員により説明をお願いいたします。

1番（松田俊和君）

皆さんおはようございます。請願第6号を読み上げさせていただきます。

請願第6号

請 願 書

## 排水路整備について

紹介議員 松田俊和

水路595番地4、552番地、504番地、505番地、838番地、469番地、812番地、448番地、774番地、431番地3、914番地

以上11水路については、どの水路についても雑草が繁茂し、のり面についても崩れており、水路内には泥土が溜まり排水ができない状態になっています。このような状態ですので、排水路整備を早急を実施していただくようお願いいたします。

地方自治法第124条の規定により上記のとおり請願書を提出します。

平成21年11月18日

上峰町議会 議長 吉富 隆 様

請願者の名前を発表させていただきます。

寺家一区長、松田邦義。

寺家二区長、松田幹雄。

下米多区長、坂井保夫。

寺家一土地改良事業委員長、古賀常木。

寺家二土地改良事業委員長、鶴田新。

下米多土地改良事業委員長、松田弘。

寺家一生産組合長、大石彦志。

寺家二生産組合長、鶴田清隆。

下米多生産組合長、松田一馬。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。質疑の途中でございますが、ただいまの請願第6号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、請願第6号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第5 討論・採決

議長（吉富 隆君）

議案第69号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

3番（松尾 仁君）

私は議案第72号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正す

る条例について、反対する立場から討論をいたします。

以下、申し述べます。

その前に、私は6月の定例会で上程されました町長の給料の50%削減案について賛成をした者であります。しかしながら、今回は大きく状況が変わっております。これについて、これから以下、るる申し述べます。

先ほど申し述べたように、我が町の財政状況も予想以上の悪化を示しております。また、世界的な不況により、22年度には、概算ではあろうかと思えますけれども、歳入についても約6億円、前年よりは約1億円近く減少する見込みであるというふう聞いております。

そのような状況の中で、その前に、9月の定例会でそのようなことで担当主務課長の企画課長のほうから、私の一般質問で財政の改革について質問したわけですがけれども、やはりそういった危機意識を深く持っておられまして、企画課長の私案という断りを入れて、まず人件費の削減、それから各種大会、催しの中止、補助金、報酬等の見直しということを具体的に例示されて、問題意識を提示されたわけでございます。全く私は同意見でありまして、企画課長のそういった認識に深く敬意を表したものでございます。

さて、次、そのような状況認識のもとに至ってきているわけですがけれども、今12月定例会でそのようなことが果たして具体的に少しでも言及があるかなというようなことで私は期待して、一般質問及び質疑でも行ったわけですがけれども、なかなか出てきませんでした。その経緯について、まず申し述べます。

まず、一般質問、質疑の中で税収の落ち込み、これは先ほども申し述べたようなことですね。これは大体ありますよと。それから、地方交付税、これについては現時点ではわからないというようなことで、当然そのようなことですよ。しかしながら、これについては17日付の各紙の新聞記事によりますと、一面トップでそういったふうな、今の政権・与党の公約である暫定税率の廃止、それから子ども手当の所得制限、これについては見直しをすることによって載っておりましたので、こういったことでいけば約2.5兆円の歳入増が見込まれる。そうすると、地方交付税は例年どおりいくと、約8,000億円、全国で配分をされる。したがって、例年どおりは期待できるのかなと。しかしながら、これはまだそういった与党のほうから申し入れだけで、政府のほうで決定したわけじゃないので、わかりません。そういったふうなことが出ております。要するに公約を変更するというようなことが出ております。それが1つ目。

2つ目は、各種広域の事務組合の分担金がございます。これが町当局からの説明によると、大幅増になる。例年よりは35,000千円、ちょっとはっきりした数字はメモしておりませんでしたけれども、要するに例年よりは35,000千円前後ふえますよと。そういったお金を捻出せないかんということですね。

それから次に、公債費、いわゆる借金の返済ですね、これが22年度、23年度も含めて、22

年度870,000千円、23年度も大体そのようなことでいくであろうというようなことを答弁されております。

22年度はそういったことで歳入歳出ともに、差し引きすると、具体的な数字というのは、はっきり今定例会、それから、この財政に関する質疑でもはっきりしなかったわけですが、約1億円あたりの歳出に対する歳入欠陥が生じるのではなかろうかと私なりに推論いたしたわけでございます。

これは私個人だけのあれじゃなくして、町長のほうもそういった危機意識、認識を持っておられるわけです。なぜならば、今12月定例会の町長の状況報告の中で企画課の項目で、「このような財政事情を考察して、全課に対し、10月1日付で新年度予算編成にかかわる事業の見直しについて具体的な例示をして、各課に連絡文書で示しております」。

この中で、きのうの答弁の中で、当然のことながら、職員、これは特別職、一般職員を含めてですけれども、特別職については、要するに人件費の削減という項目の中で、特別職については一応50%削減並びに一般職員についても云々というような項目が例示をしてありまして、それを各課長のほうに例示されておるわけでございます。やはりそのような認識を町長のほうは持っておられるということで理解をしております。

一応前提条件、背景としてはそのようなことでずっと来ているわけです。要するにそういった危機意識があるから、22年度の予算編成に関してのこれこれ、具体的な例示をして業務を進めなさいということを示しておるわけです。

最後に5番、結論として、議案第72号ですね、町長の給与50%カット、これが本12月定例会で先行成立をした場合、今度、3月の予算編成の中で上程されてくると思うんですけれども、特別職の50%削減というやつが仮に出てきて、それが賛成ということになれば、可決されれば、町長の給料はゼロ%になるわけですね、前に50%カットを先行可決しておりますので。そのようなことになると、非常に困るわけ。したがって、この特別職、それから一般職員の人件費の削減というのも大幅に狂ってくるということになるわけです。よろしゅうございますか。片方は、要するに先行的に4月からのやつを、この12月の定例会で町長の給与50%カットというのを出して、これを可決してくださいということですね。この議会でそれを認めて可決をします。そうしますと、今度、3月の全体的な予算のあれで、さらにまた、そういった人件費の削減というのが出てきます。そうした場合に非常に困った事態が起きてくると思うんです、先ほど言ったけど。そういった事態が起きてきます。

それで、私は思うに、公約、マニフェスト、これは不滅の大典じゃない。明治憲法じゃないからですね。それで、これについては一般質問の中で町長等も同意をされております。公約というのは、時間の経過、それから情勢の変化によって変わる。現実にはそうですね。17日付の新聞各紙に出ているわけで、今の政権・与党の公約、マニフェストも変わりつつあるわけですから。そのようなことで、やはり柔軟に考えていったほうがいいんじゃないかとい

うふうなことであります。

例えて言えば、ことし6月、31歳、全国で一番若い市長が千葉県の千葉市で誕生しております。この方の姿勢については、やはり同じようなことで6月、当初の議会で給与削減について上程をされたわけです。やはりその辺のところ、全然説明がいていかなかったんでしょね。当然、議会のほうから否決をされまして成立しなかったわけです。そのような経過をたどりまして、そこが若干、その市長は市議会議員の経験が2年、それから実務上の、実社会の経験もあるわけです。その辺のところ、しかしながら、信念のかたい人で、ぜひとも9月の定例会では通すというようなことで非常に議会、それから行政のほうとも、何とか、配慮とか、それから説明とか、それを入念にやられて、その定例会では全員賛成で可決をしております。

ちなみに、そのときには市長の給料のほかに、退職手当についてもやはり50%削減ということを出しておられて、それもあわせて可決をしておられます。そういったことでございますので、私どもの町長のほうにおかれましては、一応そういったことを検討されて、給料の削減案というのを取り下げて、別の、例えば、退職手当等についてお考えになったほうが、より实际的じゃなからうかと思っているわけです。

次に、そのようなことを……（傍聴席で発言する者あり）

議長（吉富 隆君）

傍聴人の方は静かにしてください。

3番議員、そろそろ結論のほうをお願いいたします。

3番（松尾 仁君）続

議長のほうもそろそろ結論というふうなことで言っておられますので、そのほうということですね。

だから、私が思うに、今、現時点では22年度の予算編成も恐らくまならんのではないかと推察をしております。したがって、年明けて早々、適宜の機会にやはりこの議会の招集されて、そこで財政についての集中審議を行って、執行部と、それから議会側と頭をそろえてやっていかんと、この22年度、23年度を乗り切っていけないんじゃないかなと思っているわけです。なぜならば、現時点でも経常収支比率は99.何ぼというような高いあれで、全然ゆとりはないわけでございますので。だから、財政構造というのは根本的にやはり検討して変えるべき時期に来ております。その中で、町長の公約の給与削減50%というようなことをやはりそこで考えて、これこれについては実行の可能性が、他との関連で問題がある。したがって、このようなことにしましょうというようなことでお考えいただければ、非常によろしいかなというふうに考えております。

以上、この反対の理由、それから若干の提言も交えて申し述べました。

以上の理由で反対の討論を終わります。議員各位におかれましては、ひとつこの趣旨に賛

同されて反対意見に賛同されるようお願いをしたいと思います。

終わります。

議長（吉富 隆君）

賛成者の討論はございませんか。

2番（原楨和彦君）

この議案第72号については、6月の議会において議決権他への波及というようなことで私は反対の立場をとりました。しかしながら、来年度の予算編成を見込んでいけば、何もかにも反対というようなことでは前に進めないではないかというようなことで、賛成としての討論をさせていただきます。

この件については、先日からの議案審議の中において、財政再建に向けて、町長一人ではなく、みんなで負担を分かち合いながらやりましょうよという意見も多数ありました。そういった中においても、かたくなに私一人でということでございます。町長がそこまで私一人でということに固持されることについて、やはり平成22年度の予算も私たちは本当に組めるかなという心配のもとにやってきました。しかし、やはり町長には町長なりの考えがあるものだ。いつまでもこういったことでやっておる時期でないというのが第1点でございます。

そして、報酬審議委員会等いろんなことも参考にされて、やはり私一人でやるんだということだと思います。

そういったところを判断いたしまして、職員給料、現在カットされておりますけれども、この職員給料についても、ラスパイレス指数では91.5、県下では下から2番目の給与水準でございます。これに人事院勧告による削減がまた発生しております。そういったことを考えれば、やはりよく町長は考えられて、他への波及をさせないと。ということは、職員給与のこれ以上の削減はないものと判断します。また、できることならば戻していただけるものと判断いたします。

そういったことの中において、やはりこれは町長が言われるとおり、特別職等についてもいろいろと、きのうから考えていないということでございますので、まずこれは認めてやって、あとはあとで財政がないときには、もう一度町長、皆様をお願いするときはしてくださいよ。ただ、そのときは、また町長、あなたもみずから身を削ってくださいよ。それぐらいの覚悟のもとにやっておられることと思いますので、私は賛成のほうで討論をさせていただきます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに反対の討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 上峰町税条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号 上峰町長の給料の特例に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

3番（松尾 仁君）

私はこの議案に反対の立場で討論をいたします

まず1つ、地方公務員法第29条、これは懲戒処分のことでございますけれども、第29条第1項及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第5条に基づく懲戒処分の基準に違反しております。この基準では、本事件の直接の上司の監督責任は戒告というふうになっております。この規定がございます。これは執行部のほうも町長のほうもお持ちだと思っておりますけれども、別表3に載って、ずっとる記載してありますが、職員の私行上のあれがあった場合には監督責任は戒告、要するに懲戒処分ということになっているわけです。直接の上司ですね。町長の場合は管理責任でございますので、1カ月の10分の1を3カ月にわたって実施する、これは余りにも重過ぎる。卑近な例が、最近、自衛隊関係で発生している護衛艦の衝突事故、これは直接一番重い責任罰を受けているのは当直下士官でございます。

その次に、このような事件が発生した場合には、法は最後まで網羅していないわけです。

我々はそのような場合には前例、判例等を参照して判断の補助としているわけですが、けれども、そういったことをされた形跡が全然うかがえません。

以上、4つ反対の理由を申し述べましたけれども、そのような理由で反対をいたします。

なお、補足すれば、私は思うに、これは提言です。このような事件について、この町は公開の基準がないわけです。例えば、議案第78号、表題は上峰町長の給料の特例に関する条例、これだけで、この中身は全然わからない。要するに職員の私行上の非行があって、こういった処分を本来しましたよということがあればいいんですけど、これは何のことが、さっと読み流してしまうわけです。私ども議員もそうです。町民の方々だったら、なおのことですね。だから、やはりこういったふうな不祥事が起きた場合の処分の原則公開という基準を設けてください。

これについては、私はちょっと記憶が定かじゃないんですけども、西日本新聞の記事だと思いましたが、佐賀県下の全部の市町のそういったふうな公開基準というのを調べて発表してありました。当然のことながら、佐賀市、唐津市はそういった不祥事があつたら原則公開ですよ。多分、小城市もあつたんじゃないかと思えます。小城市というのは、小城町の時代からちょっとしたことで厳しく処分されておりましたので。町のほうは、ちょっと記憶に私は残っているのは、太良町がそういった事件が起きた場合には原則公開ということになっております。

そういったことで、特に今後の再発防止という観点からも、何か事件が起きた場合には原則公開ということで実施をしていただきたい。これが町長が施政方針で言われる情報の開示、要するにガラス張りの町政ということになっていくんじゃないかと思えます。

町長御自身だって、これはわからないでしょう。議案第78号 上峰町長の給料の特例に関する条例、これだけで中身はさっぱりわからないですね。給料に係るから、これは条例で上程をした。本来ならば、これが条例で上がらんかったら、そのまま公にはならなかったわけですよ。そうでしょう。初めて議会のほうに上程されたから、その内容がですね、全貌が全貌ではないけれども、明らかになったわけです。そういったことがありますので、ぜひそういった事例が発生した場合には原則公開ということで速やかに上峰町のほうも、条例でもいいし規則でもいい、原則公開ということで実施をしていただきたいと思えます。

以上をもって反対の立場から意見を申し上げました。

議長（吉富 隆君）

賛成者の討論はございませんか。

8番（伊東盛雄君）

この条例に対する賛成の立場で討論します。

まず、今、反対討論の中で表題について言われましたけれども、この点については、細部は全員協議会の中で執行部はちゃんと説明をしております。それで、町長の減額の金額は被

害相当額ということで、みずから減額処分をされると。そして、当該者については温情ある処罰を私はしておると。だから、みずからを戒め、そして今後の再発防止という面を含めて3カ月にわたって減給をしている、そういう町長の提案姿勢に対して、あえてこの条例の中で何々の事件についてとか、そういう必要はない。ただ、町長の給料の特例に関する条例で十分である。この条例の提案についても、私は十分なことであるという面で賛成をいたします。

議長（吉富 隆君）

ほかに反対者の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

賛成多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

議長（吉富 隆君）

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付した所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、本件については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第7 佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（吉富 隆君）

日程第7 佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した書面のと

おり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、本件については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 8 議員報酬調査特別委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（吉富 隆君）

日程第 8 . 議員報酬調査特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会報酬調査特別委員会委員長からの、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、本件については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

これをもって会議を閉じます。

平成21年第 4 回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。

午前10時52分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 吉 富 隆

上 峰 町 議 会 議 員 井 上 正 宣

上 峰 町 議 会 議 員 伊 東 盛 雄